

消防団員確保・応援キャンペーン事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

住民が日常的に利用する、市域をまたぐ飲食チェーン店やスーパーマーケット等に、消防団応援の店への登録を促し、消防団応援の店の有用性を高めることで、消防団員及びその家族に消防団員としてのメリットを強く実感いただき、家族に消防団活動への理解を促すとともに、メリットを示すことで、消防団への加入を促進する。

2 委託業務名

消防団員確保・応援キャンペーン事業

3 主な業務内容

別添「消防団員確保・応援キャンペーン事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

5 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号から第 4 号までまたは第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 民法（明治29年法律第89号）第20条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- ス 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

7 参加手続

（１）プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式 1）を令和 7 年 6 月 3 日（火）17 時までに電子メールで提出すること。

（２）質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 2）を令和 7 年 6 月 3 日（火）

17時までに電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。また、本プロポーザルに関係のない質問や他の応募者に関する質問などは一切受け付けない。

また、受け付けた質問に対しては、6月10日（火）までに全ての参加者に電子メールで回答する。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルへ参加を申し込んだ者は、別紙「消防団員確保・応援キャンペーン事業業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案は、参加業者1者につき、1案とする。

（1）提出期限

令和7年6月17日（火）17時（必着）

（2）提出場所（問合せ先）

〒930-8501富山市新総曲輪1-7

富山県危機管理局消防課予防係

（3）提出書類

次の①～④の書類をセットして、6部提出すること（提出書類は返却しない。）

①企画提案書（任意様式、A4版）

ア 別紙仕様書を参照の上、提案すること

イ 追加可能な企画など、独自要素も提案すること

②会社の組織体制等（任意様式）

※別紙の参考様式3-1、3-2を用いても可

ア 会社の業務概要

イ 検討業務等を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等

③過去の類似業務の実績（任意様式、国や地方自治体のものを中心に）

※別紙の参考様式3-3を用いても可

④経費見積書（任意様式、A4縦で1ページ以内（片面1枚））

ア 本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること

イ 上記5の予算の範囲で作成すること

9 審査

（1）審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を委託候補先として採用する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

※ 見積書の金額が安価な提案者を第一に採用するものではない。

(2) 審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、後日、書面で通知し、審査結果に対する不服申し立てはできないものとする。

10 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、委託業務に伴って発生した著作権は、すべて県に属するものとする。

なお、契約相手方が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合がある。この場合、次点者と契約締結について協議する。

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、6月17日（火）17時までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。以上のことについては、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本事業は、消防庁の「消防団の力向上モデル事業」を活用した県への委託事業であることから、会計検査等の対象となる可能性もあるため、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。支出関係の書類は、事業完了から5年間保管すること。

12 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) プロポーザル参加申込締切 | 令和7年6月3日（火） |
| (2) プロポーザル質問書提出締切 | 6月3日（火） |
| (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 6月17日（火） |
| (4) 審査、受託業者決定 | 7月上旬 |
| (5) 契約日 | 7月上旬 |

13 提出・問合せ先

富山県危機管理局消防課予防係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-4589

E-mail: ashoboka@pref.toyama.lg.jp